

ハイライト:

- ・従業員への給与課税関係に関するFAQをご紹介します。
- ・テレワーク時の一時出社の交通費の扱いについて取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
従業員への給与課税関係	1 2
テレワーク導入時の 諸手当と社会保険料・ 労働保険料との関係	2

ご挨拶

ワクチン接種は始まったものの、まだ対象年齢が拡大されるには時間がかかりそうです。各種の変異株の報道もあり、引き続き感染には十分気をつけてお過ごしください。第86号では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する課税や社会保険での施策を取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

従業員への給与課税関係

令和3年5月31日に国税庁HPで新たに従業員への給与課税関係に関するFAQが公表されました。今回はその中からご紹介いたします。

従業員への感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

費用の支給に係る従業員の所得税の課税関係については、それぞれの費用の事実関係により次のとおりとなります。

マスク、石鹸、消毒液等の消耗品の購入費	・業務のために通常必要な費用を精算する方法で従業員に対し支給する場合は給与課税になりません。 ・業務に通常必要とされる以外の費用について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象とする場合、または渡切りで金銭を支給する場合は給与課税となります。
従業員の自宅に設置する備品の購入費(間仕切り、空気清浄機など)	・業務のために通常必要な費用を精算する方法で従業員に対し支給する金銭や法人が所有する備品を専ら業務に使用する目的で従業員に貸与する場合は給与課税になりません。 ・業務に通常必要とされる以外の費用について支給する場合や、備品の所有権を従業員が有する場合には、給与課税となります。
感染が疑われる場合のホテル等の利用料やホテル等までの交通費	・職場以外の場所で勤務することを法人が認めている場合のその勤務に係る利用料や交通費について、費用精算方式で支給する場合は給与課税になりません。 ・従業員が自己判断でホテルに宿泊した場合の費用や渡切り支給の場合は給与課税となります。

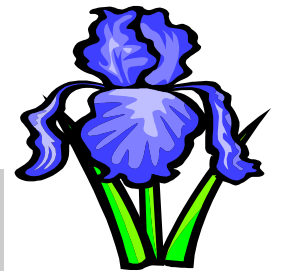
PCR検査費用、室内消毒の外部委託費用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務のために通常必要な費用を精算する方法で従業員に対し支給する場合は給与課税になりません。 ・業務に通常必要とされる以外の費用(従業員が自己判断で受けたPCR検査費用等)について支給する場合や渡切りで金銭を支給する場合は給与課税となります。
在宅勤務手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・業務のために通常必要な費用を精算する方法で従業員に対し支給する場合は給与課税になりません。 ・毎月定額で支給し、使用しなかった場合でも返金不要なものについては、給与課税となります。
在宅勤務者に対する食券の支給	<p>法人が従業員に食事の支給¹をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員からの徴収対価がその食事の価額の50%相当額以上であること ・法人の負担額が月額3,500円(消費税等の額を除く)を超えないこと <p>となっていれば原則給与課税とはなりません。これに加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務を行う日にのみ利用可能かつアルコールや飲食物品以外の利用は不可 ・従業員本人の食事代のみ利用可かつ食券の譲渡は禁止 ・食券の利用は2,500円/回が上限 ・食券の額面に満たない食事代金でも釣銭受領は不可 ・未使用分は翌月に繰り越し可能だが、利用可能期間は交付日から1年以内の設定を行うことが望ましいとされています。

1: 食事の支給とは法人が従業員に弁当を提供することや社員食堂で食事を提供すること等をいいます。食費の補助(現金支給)については給与とみなされ、課税対象となります。

上記の解説は以下のURLで確認できますので是非ご一読ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm#q4-9-5>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<https://my-naka.com/>

テレワーク導入時の諸手当と社会保険料・労働保険料との関係

テレワークを実施するに当たり新たに発生する費用等について法人が負担する場合、これらの費用等を社会保険料・労働保険料等の算定基礎に含めるか否かについては、以下の内容を参考に、適切に取り扱うように公表されています。

<https://telework.mhlw.go.jp/qa/qa4-1/>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210405T0110.pdf>

テレワーク時の一時出社の交通費の扱い

労務の提供場所	自宅 - 事業所間の費用の扱い	保険料の算定基礎
自宅勤務日	業務として一時的に出社する場合は実費弁償	算定基礎の対象外
事業所勤務日	通勤手当に該当	算定基礎の対象

なお、テレワークの導入に伴い支給されていた通勤手当が支払われなくなる、支給方法が月額から日額単位に変更されるといった、固定的賃金に関する変動があった場合には、随時改定の対象となることに注意が必要です。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

**税理士法人 舞
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp